

令和3（2021）年度
施策等評価結果報告書
に対する市の考え方

国立市

令和4年6月

1. 施策及び事務事業評価結果に対する市の考え方

基本施策 10	高齢期の充実した生活への支援	健康福祉部 高齢者支援課
事務事業 1	介護予防一般高齢者施策事業 (一般介護予防事業)	
事務事業 2	在宅医療・介護連携推進事業	

I 施策「高齢期の充実した生活への支援」について

①「国立市地域包括ケア計画」に基づき、高齢者に対する包括的な相談支援体制が構築されており、高齢の生活困窮者への対応を含め、きめ細やかな相談支援がなされている。また、施策を推進するに当たっては、高齢者人口の推移、長寿化、独居高齢者の増加など中長期的な社会情勢の変化も考慮に入れている。これらについては評価できる。

【市の考え方】

高齢者を含む、複雑な生活問題を抱えた様々な世帯への総合的な相談支援について、包括的な体制づくりを目指し引き続き取り組んでいきます。

②生活や医療、介護等に関する高齢者からの新規相談対応件数は増加傾向にあり、市の目標値を達成している一方で、「市が高齢者の相談や支援を充分に行っていると思う市民の割合」が、他自治体に比べ先進的な取組を行っているにもかかわらず、目標値を大きく下回っている。現在の成果指標の数値が全世代を対象とする市民意識調査の集計値を元としているためか、施策目標に向けて適切に把握できるデータとなっていない可能性も考えられる。他の適切な成果指標がないかも含めて検討してほしい。

【市の考え方】

他の自治体の評価の仕方も参考に、より適切な成果指標がないか、目標や目標値の設定について再検討していきます。

<個別意見>

③近年、市を挙げて、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組んでいることは大変評価できるが、今後、参加者がさらに増えるよう、各実施グループと連携し、市として広報活動を手伝うなどの方法はないだろうか。元気な高齢者が同世代の周りの高齢者を支える仕組みは、一定期間は有効であろうが根本

的な解決にはならず、必ず家族や地域の若手中堅の支援も必要になってくる時期が来ると思われる。

【市の考え方】

世代を超えた支え合いの仕組みづくりについて、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業の実施も見据えて再構築を検討していきます。

Ⅱ 事務事業「介護予防一般高齢者施策事業（一般介護予防事業）」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①高齢者が自発的に介護予防活動を行うグループが、コロナ禍であるにもかかわらず増えていることは評価できる。市は引き続き、自主活動グループに対する支援を行うとともに、活動にまだ参加していない高齢者への普及啓発活動に取り組んでいただきたい。

【市の考え方】

自主活動グループ等の交流活動について、効果的な支援方策の開発に取り組んでいくとともに、普及啓発を行います。

<個別意見>

②事務事業マネジメントシートの各指標について、既存の指標では評価の判断が難しいため、いま一つ踏み込んだ指標の検討をお願いしたい。

【市の考え方】

健康自立度アンケートの集計結果やフレイル予防事業での実際の測定値、自主グループの数等、具体的な指標を検討していきます。

③介護予防事業対象者把握事業について、健康自立度アンケートを実施し、回答のあった方の中で生活機能の低下があると判定された方に対して、翌年度実施する介護予防事業の勧奨をすることになっているが、今後は、未回答の対象者に対しても、民生委員等によるアプローチや他の高齢者を対象とした事務事業などから得た情報を基に実態確認をするなど、フォローを進めることも検討していただきたい。

【市の考え方】

地区活動を行う民生委員や、後期高齢者医療健診を行う医療機関等との連携、アプローチを考えてまいります。

④高齢者の自主活動グループが増えてきていることは喜ばしいことではあるが、市がまだ把握できていないグループもあろうかと思われる。そういったグループについて調査・実態把握を行って、今後の施策や事務事業の推進に役に立てていただきたい。

【市の考え方】

国立市社会福祉協議会のCSWとの連携により、これまで把握できていない団体等との関わりを考えていきます。

Ⅲ 事務事業「在宅医療・介護連携推進事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①病気になっても、要介護状態になっても、コロナ禍であっても、長年住み慣れた自宅で過ごせることは、高齢者に大きな安心感をもたらす。その意味で、本事業は重要な役割を担っていると判断できるが、在宅医療の相談件数が減少しているなどその有効性についてはさらに検討することが必要であると考えます。

【市の考え方】

この事業では、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進しています。コロナ禍において、自宅療養支援室が立ち上がったことも、この事業の連携体制がベースになったと捉えていますが、相談件数や事業の効果等の有効性について、検証を続けます。

②協議事項は多岐にわたるため、市は在宅療養推進連絡協議会の事務局として適切な役割を果たし、事業成果を確実に市民に還元できるよう、引き続き体制の整備を図るとともに、医療・保健・福祉関係の部署に限らず、広報を始めとした各部署の施策に反映できるよう、情報連携も強化していただきたい。

【市の考え方】

災害対策やまちづくりなどについて、関連部署との連携や認知症の啓発な

ど広く市民へ事業成果を還元できるように取り組んでまいります。

<個別意見>

③高齢者人口が増加していく将来を見据えると、本事業の円滑な遂行を担保するために検討すべき点は多い。在宅医療や在宅介護サービスは病院での診療や施設介護に比べてより多くの時間や労力がかかる。その分、これまでより多くの医師、看護師、ホームヘルパー等のマンパワーを確保しなければならない。また、在宅医療・在宅介護は、病院での診療や施設介護より家族の負担が確実に増大する。それは、身体的・精神的負担をもたらすほか、介護離職、家族の経済的負担の増加などの問題も生じさせてくる。このような家族の負担をどう軽減するのか。さらに、そもそも家族に介護や看病をしてもらえない在宅療養の独居高齢者の世話をだれがするのか。こうした点を慎重に検討していただきたい。

【市の考え方】

独居高齢者に重点を置きつつ、家族の介護負担に配慮し、地域のケアのマンパワーについて、資源の掘り起こしや把握、支援にあたる多職種の連携強化等より良い支援について検討をしていきます。また、施設介護に関しても、特別養護老人ホームに対する入所希望の調査を行うなどの検討をしてまいります。

④在宅医療の相談件数について月間10件に満たないのであれば、他の高齢者福祉関係の窓口で受け付ける、または在宅療養相談窓口をもっと身近なものとするなど、有効性・効率性について検討されたい。

【市の考え方】

地域包括支援センターの他に、北窓口・福社会館窓口・泉窓口の3つの地域窓口と在宅療養相談窓口を地域の身近な相談窓口として設置し、相談を受け付けております。在宅療養相談窓口は、在宅療養や認知症の相談窓口として設置しており、新規相談が少ない場合でも、認知症のご本人から日に何度も継続して相談を受けております。引き続き広く市民に周知するなど、有効性を高めるよう検討してまいります。

⑤在宅療養推進連絡協議会について、本協議会以外にも他の関連した会議の開催があり、本協議会の開催回数が少ないことについて問題はないとのことであれば、活動指標については、本協議会の開催回数とするのではなく、適切な内容に見直すべきである。

【市の考え方】

在宅療養推進連絡協議会では、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう、地域医療・介護資源の把握、課題の抽出、切れ目のない支援の提供体制の構築推進、関係者との情報共有支援、市民への普及啓発等について、検討を行っています。開催回数だけでなく、検討から実際に取り組んだものに焦点をあてるなど、評価指標を見直してまいります。

基本施策 1 3	防災体制の充実	行政管理部 防災安全課
事務事業 1	減災対策推進事業	
事務事業 2	地震・台風・災害における応急対策事業	

I 施策「防災体制の充実」について

①市の防災に関しては、市の現状、課題等を踏まえ、あらゆる災害に対応できる計画として総合防災計画が整備されているほか、多くのプランやマニュアルが策定されており、様々なケースへの対応方法が規定されている。これらは、市民に安心感を与えるとともに市民の防災意識を涵養する効果があると思われ、評価に値する。しかしながら、施策の各展開方向の達成状況を判断する成果指標では未達成が多い。未達成の理由を多角的に検討し、今後の施策の改善に当たられたい。また、成果指標が施策の成果を適切に反映していないようであれば、指標の再検討をお願いしたい。

【市の考え方】

現在の成果指標は、施策の展開方向及びその目的を達成するための具体的取組の進捗、成果を測る指標としては、現状においては適切であると考えています。一方で、具体的な取組が未だ不十分であり、災害に備えた日常からのまちづくりや発災時に効果的な応急対策を推進する個々の事業を少しでも進捗させていくことで成果を向上させていきたいと考えています。

②災害時の被害を最小限に抑える「延焼遮断機能の確保」、災害時の避難及び緊急車両の通行を円滑にする「狭あい道路の拡幅整備」について、今後とも目標達成に向けて計画的に取り組んでほしい。

【市の考え方】

減災対策推進アクションプランに基づいて、計画的に目標達成に向けて推進していきます。

<個別意見>

③公助の面での各種の防災体制について、それらを充実させればさせるほど、市民の自助や共助の意識が希薄になっていくのではないか。その意味で、「自分の身は自分で守る」ために何をすればよいかを繰り返し市民に訴えていくことが大切だと思う。また、災害時の適切な行動を身体で覚えさせるために、

地震・火災を想定した避難訓練を定期的に行うこと、小・中学校での防災教育をより充実させ、小さい頃から災害時の身の守り方を徹底して教えることも重要と考える。

【市の考え方】

現在、自主防災組織が市内に27組織ありますが、自主防災組織が未結成の地域が南部地域にあり、その地域で自主防災組織が結成されれば、市内がほぼカバーされるようになるため、今後、結成に向けて、地域に働きかけていきます。

また、各避難所運営委員会による避難所運営訓練を毎年実施しており、令和4年度には、自主防災組織に向けて、発災時の対応を想定したより実践的な図上訓練を行うことを予定しています。

小中学校への防災教育につきましては、立川消防署が市内小学校で実施している写生会等において、事前にアンケートを取り、子どもたちの防災に対する疑問に答える機会を設けています。また、市では初期消火訓練等を実施して防災に対する意識向上を図る取組を行っています。今後もこのような地道な活動を継続して世代を重ねていくことや子を通して親世代にも波及させていくことで市民全体の防災意識向上を目指していきます。

④災害時の避難場所について、市立小・中学校など市内の様々な施設を位置づけているが、一橋大学での受入れ人数の定員はとて多いようである。同大学との定期的な意見交換の際は必ず、災害時の避難場所についても取り上げてもらいたい。

【市の考え方】

一橋大学とは、震災等による市街地大火から一時的に市民の安全を確保するための指定緊急避難場所に関する協定を結んでおります。以前から定期的に話し合いは行っておりましたが、今後もより実効性のある協定としていくため、協議を行ってまいります。

⑤市報、生活便利帳等による適切な防災情報の提供は市民に安心感を与える。より安心感を持つためには、市民に対しても「職員行動マニュアル」が提示されれば、災害時の職員の行動に信頼感を抱くとともに、避難時における市民

の自発的行動を促すことが期待できると考える。職員向け個別マニュアル作成時に一考をお願いしたい。

【市の考え方】

災害発生時の職員の行動については、総合防災計画において災害応急復旧計画及び災害復興計画により定められており、また、市役所機能の継続のために事業継続計画も策定されています。

計画内容はホームページに掲載し、広く周知させていただいております。

⑥本施策は様々な事務事業で構成されているが、避難所の整備と運営を一体的に捉えた視点で見返してみると、各事務事業の役割分担や連携具合がわかりにくい。各事務事業の項目整理をお願いしたい。

【市の考え方】

防災体制を充実させていく上で、災害に強いまちづくりのためのインフラ整備をしていくハード面及び個々の災害対応能力や市民の自発的な防災活動の促進を図り災害に備えるソフト面の両面から向上させていくことを目指しているため、関連する各事務事業を組み合わせ、一つの施策としております。このことから、避難所の整備及び運営の観点を軸にして見た場合には、関連性がわかりづらくなっていることもあるかと思っておりますので、各事務事業の内容を避難所に関する項目で整理した形でよりわかりやすくすることができないか検討します。

II 事務事業「減災対策推進事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①減災対策は、防災体制の施策において重要な事業であり、発災時の人的・物的被害を最小限に抑えるため、コストをかけて先行的に取り組む必要がある。本事業は「国立市減災対策推進アクションプラン」に沿って実施されており、着実な推進を目指すべきであるが、必ずしも円滑に進捗していない。現時点での進捗状況を示してほしい。また、減災の意義、減災に向けた取組、各種助成制度の内容等を市民に繰り返しアピールするとともに、自治会、消防署等との連携の下にさらなる推進を期待したい。

【市の考え方】

現在、進捗状況の評価を行っております。評価結果は別途ホームページで公表する等の方法でお示しすることを考えています。

また、評価結果を基に現行のアクションプランの見直しを実施していきたいと考えており、今後も引き続き、市民の皆様とともに災害に強いまちづくりを推進していくことをホームページ等で市民に広く周知していきます。

②避難所運営委員会や自主防災組織など、防災市民組織の高齢化が進んでいる。また、組織自体も増えていない。この問題に対処していくためには、国立市の将来を担う子どもたちに対して、着実に防災・減災教育を進めていくことが肝心である。さらに、現在のメンバーのスキルについても、地域のリーダーを育成して、若手にしっかりと継承していくことが必要である。具体的には、各自主防災組織が、立川青年会議所や地元大学生の各種サークルなどと連携し、団体単位で避難訓練や防災訓練に参加するよう促し、リーダーシップを身につけられる機会を提供するという方策が考えられる。

【市の考え方】

自主防災組織を充実させていくためにも市内在住の学生や市内に通勤・通学している方々が将来の担い手になり市内に住み続けたいと思えるような取組や日中在宅されている子育て世代の方々にアプローチしていく等、今後も様々な方法で担い手の裾野を広げていくような取り組みを進めていきたいと考えています。

<個別意見>

③総合防災計画に盛り込まれている事業計画について、一部作成協議中とのことであり、適時の作成に向けて、引き続き取り組んでいただきたい。

また、避難所運営マニュアルについて、すべての小中学校分を完成し、早い時期に作成した避難所において運営訓練を行っていることは、評価できる。感染症対策を含め部分的見直しが必要とのことであり、今後、適切に対応していただきたい。

【市の考え方】

総合防災計画に盛り込まれている事業計画について、策定に向けて引き

続き取り組んでまいります。また、避難所運営マニュアルについて、今後、適切な状態に見直ししていきたいと考えています。

④本事務事業のマネジメントシートの指標は、本事業を適切に示すものとは言い難いので、単年度あるいは中期目標を設定した上で、適切な指標の検討をお願いしたい。

【市の考え方】

ご指摘のとおり、現在の指標が本事業の成果を適切に示すものとは言い難い面もありますので、より具体的かつ効果的で実現可能性の高い目標を設定することや今後の市政世論調査や市民意識調査の設問設定の検討を行う等、的確な指標となるように見直ししていきたいと思います。

⑤減災対策においては、直接的な人的・物的被害の抑制のみならず、社会経済的に引き起こされる二次被害・三次被害（被災者への無理解や差別など）をいかに食い止めるかという視点も肝要である。また、様々な困難を抱える災害弱者へのきめ細やかな対策を引き続き検討していただきたい。

【市の考え方】

減災対策において、被災者への無理解や差別的取扱い等について、明文化したものではありませんが、市として「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき「差別をしない・させない・許さない」という姿勢を示しており、その精神は言うまでもなく減災対策にも通底しています。今後も人権啓発のための取組について、明文化を含めて検討していきます。

また、災害弱者へのきめ細やかな対策につきましては、「国立市地域福祉計画」等の各所管部署で推進する各種計画において、各々の特性に配慮した具体的な取組を策定しておりますので、その推進に努めていきたいと考えています。

⑥消防署の誘致に関しては、市民の関心が高いだろうから、実施の目途などが分かれば示してほしい。

【市の考え方】

消防署の誘致については、東京消防庁や立川消防署と協議してきていますが、具体的に国立市内に消防署を誘致できるというような結論には至っておりません。また、設置場所については、現在、富士見台地域のまちづくりを検討しており、その中で消防署の設置についても検討していく考えですが、消防署設置には相応の敷地面積を必要とするため、その確保についても検討しなければならない等、未だ解決すべき課題が多く、現時点では実現の目途は立っていない状況です。

Ⅲ 事務事業「地震、台風、火災における応急対策事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①地震、台風、火災における応急対策は、自然を相手にするものであり、完全・完璧に対応するのは難しい。しかしながら、具体的な災害を想定し、措置された予算や人員で必要な体制や優先順位を踏まえた体制、設備等を整えるとともに、発災時に臨機応変な対応ができるように取り組んでいただきたい。

【市の考え方】

予測不能な自然を相手にした災害に対して、より具体的な状況を想定し措置された予算や人員の中で万全な状態に近づくように努めていきます。

②今般のコロナ禍の襲来により、パンデミック下で災害が発生したときの応急対策をどうするかという重大な問題が突きつけられた。現在進めている検討についてさらに推し進めていただきたい。

【市の考え方】

令和3年度では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を100%財源として、避難所用感染症対策用品を購入しました。引き続きパンデミック下での応急対策を検討し、取り組んでまいります。

③最近、台風や集中豪雨の被害が全国的に増大しているが、国立市においても令和元年の台風により被害が発生した。今後もこの種の風水害が増加する可能性が大きいので、その対策に注力していただきたい。

【市の考え方】

風水害については、これまでも防災安全課が主体となり、規模等、事前の気象情報を集めて被害想定を行い、事前に体制を組んで、関係部署である道路交通課や公園・水路等を管理する環境政策課等と連携して対応しており、今後も連携を密にして対応していきます。

<個別意見>

④災害時の罹災証明書発行に関しては、迅速な被災者支援のため、行政書士会立川支部との協定に基づき積極的に行政書士会を活用してもらいたい。

【市の考え方】

すでに被災者生活再建支援に関して行政書士会と協定を結んでおります。今後も引き続き支援をお願いしたいと考えています。

⑤全職員の緊急連絡網について実効性あるものにするため、定期的に、管理職を対象とした抜き打ちの参集訓練などを実施することを提案したい。

【市の考え方】

抜き打ちの訓練は行っていませんが、平成30年度までは震災が起きた際に公共交通機関が止まることを想定し、自宅から徒歩や自転車で市庁舎へ登庁し、登庁ルートを確認する等の訓練を全職員を対象に実施していました。また、令和2年度からは発災時の初動対応のため、避難所参集職員を対象とした避難所開設訓練を実施していますが、いざという時に備えた日頃からの訓練として、参集訓練を再開することについて、検討していきたいと思えます。

基本施策 29	公共施設マネジメントの推進	政策経営部
事務事業	ストックマネジメント事業	資産活用担当

I 施策「公共施設マネジメントの推進」について

①公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設再編計画や個別施設更新計画を策定するとともに、技術的な内容を加味した公共施設保全計画を策定し、それらに基づき、計画的な施設の保全を図っていることは評価できる。

【市の考え方】

公共施設マネジメントは単一的な視点ではなく、総合的な政策の視点により進めていくものと認識しております。引き続き、庁内における連携を大切にしながら進めてまいります。

②公共施設等総合管理計画によれば、今後公共施設の維持管理や更新等にかかる費用の財源として、コスト削減と市有財産を活用した財源の創出が提示されているが、具体的な内容が曖昧である。計画期間中にどのように目標金額を達成させるのか、その根拠も含め、より明確なプランを示していただきたい。どの施設の延床面積をどのくらい縮減する計画なのか、また管理運営費の縮減に関する具体的な計画も併せて明示していただきたい。

【市の考え方】

公共施設等総合管理計画における目標値は、現在の施設規模を50年後も維持させるとした場合に、現在の財政規模と比較して不足する額を基に算出しております。基本的には建替え時期に合わせて、周辺施設との複合化等を含めた検討を行いながら面積の縮減を図っていくことになると考えており、時代によって施設に対するニーズや利用状況の変化などにより削減対象の考え方も変わってくるものと認識しております。

そのため、現段階で特定施設や施設類型別に対する削減面積の具体的な数値や目標値を掲げることは難しいと考えておりますが、個別計画の検討などと合わせて、その時期の状況下における具体的検討や方針を持ちながら進めてまいります。

<個別意見>

③策定予定である公園長寿命化計画については、策定のための準備を既に行

っており、適切な時期に策定し、市民の公園として永く使用できるようにしていただきたい。

【市の考え方】

これまで、公園長寿命化計画策定に向けた予備調査、健全度調査として、都市公園台帳を整理し「予防保全型施設」、「事後保全型施設」に分類し、予防保全型施設である児童向けの各種遊具を始め、健康器具、運動施設や照明などの管理施設、トイレ等の便益施設などの健全度を調査しております。

これら調査結果を踏まえ、市民が将来にわたって公園を安心して利用できるよう、老朽化に対する安全対策を強化しつつ、各公園施設の修繕・更新にかかるコストの削減や平準化を図ることを目的に「公園施設の長寿命化計画」を、令和4年度に策定する予定となっております。

④施策の展開方向、指標の設定は妥当であるが、公共施設等総合管理計画の50年という計画期間を考慮すれば、成果指標の年度ごとの把握は意味あるものとは考えにくい。長期的なスパンで財源創出、延べ床面積縮減等の進行管理を行うのが適切ではないかと考える。

【市の考え方】

現在の目標値は50年間における不足額を均等に年割したものであり、現実的な進行管理にそぐわないと言える側面もあるかと思えます。このことについて所管課としては、より身近に実感できる年額を示すことで将来的な危機感を一層認識することを目的に指標として示しておりました。

しかしながら、施策評価における成果指標として望ましいものかを含め、適切に管理できる指標について検討いたします。

II 事務事業「ストックマネジメント事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

①公共施設管理計画等の各種計画に基づき、本事務事業を進めるに当たっては、市民のニーズに加え、将来の人口動向や社会経済・財政状況等を総合的に勘案しつつ、新たな視点で公共施設の内容の充実と縮小等のバランスを図って、本事務事業を効率的に進めることが必要である。たとえば、「コンパクトなまちづくり」の発想のもと、地域の拠点となる学校施設の更新に当たっては、子ども

たちへの教育効果のみならず、ソーシャル・インクルージョン、ダイバーシティ、環境保全など総合的な視点で検討をしていただきたい。

【市の考え方】

公共施設再編計画においては、公共施設マネジメントは“まちづくり”であるとして、公共建築物の建替えや改修などハードの側面でなく、「誰もが暮らしやすいコンパクトなまち」としてソフト面も含めた再編の考えを持っております。

これは、公共建築物における個別計画としては珍しい内容であり、全国的に見ても“まちづくり”に言及し、かつ、地域ごとの考察と方針を行っている計画は数少ないものと認識しております。

個別計画は公共施設等総合管理計画の50年間を5期に分け、中期的視点から目指す再編の在り方を示しております。時代の変化により、求められるまちの在り方やそれを取り巻く環境は大きく変化していくものと考えておりますが、計画の更新においては現在同様に、時代に即した総合的視点を踏まえた方針を示し、進めてまいります。

②本事務事業の所管部署の体制について、体制を強化してその外の個別施設管理を含めて集中的な進行管理を行うべきか、各個別施設計画管理部門と連携して総合管理を行うべきか、今後の質的量的な変化にも対応できるよう体制の確立を望みたい。

【市の考え方】

所管部署である政策経営部資産活用担当においては、政策の視点から総合的な管理を行うものとしております。

公共建築物については全体的な進行管理などは資産活用担当が行いながらも、個別施設の具体的進行についてはその所管課が主体となって実行していくものとしています。

一方で、より専門性が高いインフラ施設においては進行管理を含め、各所管課が個別計画策定から取り組むこととしております。

今後の体制については市全体の施策を踏まえながらも、本事業の進行に影響がないよう、組織及び定員について関係各課と協議しながら検討してまいります。

<個別意見>

③「国立市下水道プラン2020」でも強調されているように、国立市の下水道事業が今後最も重視すべき課題は、豪雨回数の増加がもたらす浸水被害の危険性だと思われる。市では、南部地区の雨水整備率の向上や雨水浸透ます等の浸透施設の設置の推進に関しては、すでに令和11年度の目標値を掲げて対策を進めているが、今後も想定を超えた豪雨が発生する可能性が高く、雨水整備の目標値を引き上げたり、雨水流出抑制事業の進捗を前倒しにするなど、できるだけ迅速な対応をお願いしたい。

【市の考え方】

近年、豪雨による災害が増えている状況の中、下水道施設や雨水流出抑制施設の整備が重要であると考えています。

南部地域の分流区域では雨水管整備率が約57%であり、今後は雨水管の整備を進めるため、国の補助金の活用等を十分に精査しつつ検討します。

雨水流出抑制施設について下水道課では、既存住宅への助成制度、開発行為などに対し雨水流出抑制指導要綱により流出抑制施設設置の指導をしているほか、排水設備工事の申請の際に雨水浸透ますの設置のお願いをしており、今後も多数の施設設置に向け取り組んでまいります。

また、公共施設の建替えや新築などの際には、各担当部署において流出抑制施設の設置を進めて頂きたいと考えます。

④事業者提案事業については、毎年数件ずつ協議が成立しているようなので、引き続き、民間業者の知見を積極的に取り入れてほしい。また、再度募集する場合は広報についても工夫してほしい。

【市の考え方】

本事業に対する民間事業者の注目度は高く、時代に合わせた事業の提案を多く頂くことが出来たことから、本事業が行政にとって有益なものであると認識しております。次回募集にあたっては、広報の手法を含め、より効率的な事業の進め方を検討してまいります。

Ⅲ その他

①当施策に係る各種計画等の情報は膨大であり、かつ相互に関連している。施

策を今後円滑に推進していくためには、施設利用者のみならず、広く市民、関係機関等に対して、創意工夫を重ねた丁寧な広報を行っていく必要がある。そのためには、市の各部署・各職員が事業内容に精通し、広報できる必要があり、職員間で施設マネジメントについての共通理解を図る取組を進めることが肝要である。

【市の考え方】

これまでも公共施設マネジメントに関しては、全職員を対象とした研修や実際に老朽化対策工事を行っている工事現場見学会を開催したほか、平成28年度からは毎年度、新入職員研修におけるカリキュラムに取り入れております。

今後もストックマネジメント事業の重要性と取組についての理解を深められるよう、研修だけでなく、工夫を図った周知の方法を検討し、共通理解を持って取り組んでいけるよう進めてまいります。

②下水道事業特別会計の決算報告について、会計方式が官公庁会計から企業会計に移行した際、公表されている情報量が減っている。地方公営企業の経営的観点からは企業会計方式の方が合理的であるだろうが、一般市民にとっては以前の方がわかりやすかったのではないか。こうした点を含め、下水道事業の経営状況をわかりやすく市民に伝えるためにより一層の工夫をしていただきたい。

【市の考え方】

令和2年度に下水道事業会計は、官公庁会計から公営企業会計へ移行しました。予算書や決算書の様式は、公営企業法施行規則により基本になる様式が定められているため、他の自治体でも同様な様式となっています。

また、損益計算書では、年度内の収益・費用・利益を、剰余金処分計算書では、剰余金の処分方法を、貸借対照表では、財産・負債・資本を示しており、経営状況が明らかになっていると考えています。さらに、付属書類として添付している、収益費用明細書や資本的収支明細書などにより、収入や支出の詳細を記しています。

今後、他市などの状況を確認しつつ、説明資料の見直しや、より分かり易い説明資料などについて検討します。

2. 次年度以降の委員会に向けて

今期の委員会運営に關していただいたご意見等については、以下のとおり対応してまいります。

(1) 事前質問について

本委員会では、各委員から評価対象施策・関連事務事業に關する事前質問を受け付け、委員会審議の前に施策統括課及び関係課から回答をいただき、それらを全委員に配布して事前に共有を図っておくというやり方を取っている。その目的は、あらかじめ基礎的データや制度の詳細、実務的知識等を委員が把握しておき、ヒアリングの場では、評価対象施策・事務事業の課題解決や将来展望といった本質的な議論により多くの時間を割きたいためである。

多くの事前質問に短期間で回答してくださった施策統括課及び関係課の方々に敬意を表したい。ただし、少数ながら、今年度も質問への回答が一部抜けていたり、誤記入があったり、質問と回答の内容がずれていたりするケースが見受けられた。次年度の評価対象施策・事務事業の施策統括課及び関係課には、こうした点にさらなるご配慮をお願いしたい。

【市の考え方】

事前質問への回答について、担当課及び事務局において事前に十分確認するよう引き続き努めてまいります。

(2) 「施策マネジメントシート」について

「施策マネジメントシート」(以下「施策シート」という。)は、委員が当該施策を評価するときに参照する重要な資料であるが、今年度の施策シートには以下のような問題点があった。

① 施策シートへの数値等の未記入について

施策シートは、施策の目的と指標、取組内容、指標の目標値と実績値、施策の現状、評価、今後の課題等、様々な項目で構成されている(施策シートの書

式については、「6 参考資料」27ページ以下を参照されたい。

各項目への記入は、関係課の協力を得て施策統括課が行うが、今年度、所定欄への数値等の記入ができないという事態が生じた。具体的には、基本施策10「高齢期の充実した生活への支援」の施策シートは、「施策コスト」欄と施策を構成する事務事業の一部の事業の「評価」や「今後の方向性」欄が空欄のまま提出された（「6 参考資料」37、40及び41ページを参照されたい）。

こういうことが起きるのは以下の理由による。数多くの事務事業のうち、市の裁量性の小さい事業については3年に1度評価することになっており、当該事業の「事務事業マネジメントシート」（以下「事業シート」という。）もそれに合わせて作成される。そのため、それ以外の年には事業シートに記載されているような詳細なデータは作成されない。

一方、施策シートの「施策コスト」欄において記入が求められるのは、事業シートに記載されているデータであるが、いくつかの事務事業については令和3年度の事業シートが作成されていないので、データを記入できないということになったのである。

こうした事態の発生は制度上止むを得ない面があるが、施策評価にとっては問題だ。改善の方法を検討していただきたい。

【市の考え方】

ご指摘のとおり、市の裁量性の小さい事業については、3年に1度、事務事業マネジメントシートの作成及び評価を行う運用とした上で、各施策に紐づく事務事業マネジメントシートにおけるコストを積み上げて施策コストとして計上しているため、ご指摘のような事象が発生しております。施策コストの適切な把握は施策評価の重要な要素であると考えますので、改善に向けて検討してまいります。

② 施策の成果指標について

今年度の施策シートには「国立市第5期基本構想第2次基本計画」（計画期

間：令和 2（2020）年度～令和 9（2027）年度）（以下「第 2 次基本計画」という。）に基づく成果指標の実績値や決算データ等が記載されているが、第 2 次基本計画は、「国立市第 5 期基本構想第 1 次基本計画」（計画期間：平成 2 8（2016）年度～令和 5（2023）年度）（以下「第 1 次基本計画」という。）と令和 2 年度～令和 5 年度の 4 年間、計画期間が重複している。

すなわち、事実上、令和 2 年度以降は第 1 次基本計画から第 2 次基本計画に移行し、第 2 次基本計画が実行に移されるという運びになっている。2 つの計画は、内容的にはほとんど同じで継続性を保っているが、細かく見ていくと相違点が散見される。具体的にいえば、政策の 9 つの柱は同じだが、政策の下に置かれている基本施策数は、再構成により 3 2 から 2 9 に減少している。また、基本施策の成果指標の入れ替え等も相当数行われている。

今年度、本委員会が評価対象とした 3 つの基本施策のうち、2 つについては下表のように成果指標に入れ替えが行われていた（○は採用、×は不採用を表す）。

基本施策 1 3 「防災体制の充実」

指標名	第 1 次計画	第 2 次計画
全職員のうち年間訓練計画に定める訓練等へ参加した職員の割合	○	×

基本施策 2 9 「公共施設マネジメントの推進」

指標名	第 1 次計画	第 2 次計画
低・未利用地の保有件数	○	×
市有財産を活用した財源の創出額	×	○
施設管理者による施設点検の実施率	×	○
「(仮) 公共施設再編計画」の当該年度の進捗率	○	×

こうした変更は、計画の遂行に際して状況の変化等に適切に対応するためには当然生じることであり、このこと自体は異とするに足りない。

しかし、施策の展開を時系列的に捉えて評価を行う場合、成果指標の途中変更は施策評価を困難にする要因となる。

この点は、昨年度の評価結果報告書の本欄でも指摘し、「第 1 次基本計画と

第2次基本計画の継続性をもっと重視するためにきめ細かい対応をお願いしたい。そしてそれを施策シートに反映させていただきたい。第1次基本計画であれ第2次基本計画であれ、取り上げられたすべての成果指標について目配りを怠らず、可能な限り、第1次基本計画開始時から今日までのデータを幅広く提供していただきたい。」と要望したが、改善されていない。これは、例えば、「全職員のうち年間訓練計画に定める訓練等へ参加した職員の割合」が令和2年度以降どうなっているのかも示してほしいというお願いであり、また例えば、公共施設の「施設管理者による施設点検の実施率」が令和元年度以前にはどのような数値だったかを示してほしいというお願いにほかならない。

ただし、第1次計画で打ち切られた成果指標の調査は第2次計画では継続して行われていないかもしれず、また第2次計画から採用された成果指標の調査は第1次計画では行われていなかった可能性があるため、すべてのデータは揃わないかもしれない。しかし、その場合には、なぜこの成果指標を打ち切ったのか（あるいは新たに加えたのか）についての丁寧な説明をしていただきたい。

【市の考え方】

本市基本計画は4年ごとに見直しを行うこととしており、その際は社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確に対応するため、必要に応じて施策の組替や各種指標の見直しを行っております。成果指標の変更について、施策等評価委員会の資料としてお示しする際には、その変更理由や指標の推移について、可能な限り情報提供できるよう努めてまいります。

③ 施策と関連事務事業の関係について

施策シートには各施策の展開に必要な個別の事務事業が紐づけられているが、1施策には1事務事業が紐づけられ、1つの事務事業が複数の施策に重

複して関連づけられることはない、というのがシート作成のルールのようにある。各事務事業をその事業内容から見て最も繋がり深い施策の関連事業として分類する、というのは妥当な分類方法といえよう。

しかし、このことにより、施策シートを用いて施策評価を行おうとする場合、当該施策に関連はあるが別の施策にすでに紐づけられている事務事業が評価対象から外される、という不都合が生じる。

今年度の事例で説明する。今年度の施策シートにおいて、基本施策29「公共施設マネジメントの推進」に紐づけられている事務事業は「ストックマネジメント事業」ただ1つであった。本施策の「対象指標」には、公共建築物、道路、下水道、橋梁、公園が掲げられており、各公共施設について総合管理計画や保全計画等が整備されているにもかかわらず、これらに関連する事務事業は本施策には一切紐づけされていない。この点について施策統括課に説明を求めたところ、例えば公園は基本施策17「環境の保全」で、道路は基本施策20「交通環境の整備」で、また下水道は基本施策23「下水道の整備・維持・更新」で評価されることになっており、他施策との重複を避けると、残った事業が公共建築物を対象とした「ストックマネジメント事業」のみとなったとの回答があった。

しかし、これでは公共施設マネジメントの全体像は把握しづらい。幸いにも、施策シートのほかに、各公共施設の計画書や資料が数多く配布されたので評価作業にさしたる支障は生じなかったが、1事業は1施策だけに帰属させるという施策シートの作り方には強い違和感を覚えた。複数の施策目的に寄与する事務事業は、施策シートに何度登場させてもよいのではないか。ご検討いただきたい。

【市の考え方】

1つの事務事業を、複数の施策に紐づけることについて、評価が複雑化し分かりにくくなる等の評価制度に対する影響や、施策に紐づける場合の基準等、考慮すべき事項があると思われませんが、ご指摘を踏まえ、検討してま

います。

ただし、ご指摘のストックマネジメント事業については、その対象として道路、下水道、橋梁、公園を含むものの、これまで公共建築物以外の施設を含む公共施設マネジメントの全体像を把握できる資料の作成等を行っていませんでした。今後は、より効果的に公共施設マネジメントを推進すべく、事業評価や施策評価の手法を含め検討してまいります。

(3) 施策シートと事業シートと事務報告書の関係について

昨年度の評価結果報告書の本欄で、事業シートと事務報告書の関係が曖昧であることを指摘したが、今年度はさらに、施策シートと事業シートと事務報告書の3者の関係が不明確なケースが発生したので、再度取り上げる。

今年度の評価対象施策「防災体制の充実」の中から1例を挙げる。本施策の「展開方向1－防災都市づくり」の「手段（具体的な取組内容）」に「災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進する」取組と「災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を推進する」取組が取り上げられている。

これらの取組は、本施策に紐づけされている事務事業（15事業。すべて所管は防災安全課）のうちどの事業に含まれているのかを尋ねたところ、この2つの取組はいずれも「減災対策推進事業」に含まれているとの説明があった。しかし、事業シートの「減災対策推進事業」にも、事務報告書の「減災対策推進に係る事業」にも、この2つの取組の説明も決算額も出て来ない。この点に関して、この2つの取組の進行は都市計画課と南部地域まちづくり課の所管であるとの補足説明がなされた。

しかし、施策シートを見ても事業シートを見ても事務報告書を見ても、この2つの取組の具体的内容や費用を確認できなかった。

さらに、事業シートの「減災対策推進事業」と事務報告書の「減災対策推進に係る事業」を比べると、事業内容はほぼ同じだが、支出額に大きな乖離があ

り、両者の関係が不明確であった。

こうした事態の発生は、施策や事務事業の評価に大きな支障をもたらすので、改善に向けて検討していただきたい。

ただし、昨年度の評価結果報告書の本欄でも述べたように、事務報告書において事業費は、地方自治法施行規則第15条の規定に基づいた節別区分によりその内訳が表記されているのに対し、事業シートにおける事業費の表記は「事務事業コストの推移」記載要領（政策経営課作成）に従ってなされているため、事業シートの事業費項目と事務報告書の事業費項目との対応関係がわかりにくくなっている、という事情がある。

こうした点を考慮すると、施策シートと事業シートと事務報告書の不整合性の問題は一朝一夕に解決できるような問題ではなく、中長期的な課題というべきかもしれない。

【市の考え方】

ご指摘のとおり、施策マネジメントシート及び事務事業マネジメントシートは行政評価上の区分、事務報告書は予算事務事業単位での区分となっており、両者の間では事業の単位が必ずしも合致していないことから、ご指摘のような事象が発生しております。それぞれについては年度間の継続性を担保する必要性もあるため、すぐに解消することは困難と思われませんが、施策等評価委員会に資料としてお示しする際には、それぞれの対応が分かるかたちで資料提出できるよう努めるとともに、ご指摘事項の解消について、引き続き検討してまいります。